	(3)　消火、低引火点燃料船の安全の確保、海洋汚染の防止等に関する講習であつて第七十七条の六の二十二及び第七十七条の六の二十三の規定により国土交通大臣の登録を受けた講習の課程を修了したこと。 2　次の(1)から(4)までに適合すること。 (1)　乙種危険物等取扱責任者（低引火点燃料）の資格の認定をした旨の証印を受けていること。 (2)　甲種危険物等取扱責任者（液化ガス）の資格の認定をした旨の証印を受けていること。 (3)　低引火点燃料船において燃料の補給作業に三回以上従事した経験を有すること又は液化ガスタンカーにおいて積荷若しくは揚荷作業に三回以上従事した経験を有すること。 (4)　低引火点燃料船又は液化ガスタンカーに三月以上乗り組んだ履歴を有すること。
二　乙種危険物等取扱責任者（低引火点燃料）	申請日以前五年以内に、次のいずれかに適合すること。 1　消火並びに低引火点燃料船の安全の確保及び海洋汚染の防止のための基本的な措置に関し国土交通大臣が告示で定める基準に適合する講習の課程を修了したこと。 2　甲種危険物等取扱責任者（液化ガス）又は乙種危険物等取扱責任者（液化ガス）の資格の認定をした旨の証印を受けていること。

第十一号表～第十三号表　（略）

第十四号表（第七十七条の六の二十三関係）

講習科目	条件
一　低引火点燃料船の構造及び設備	三級海技士（機関）の資格若しくはこれより上級の資格についての免許を有する者であつて、当該免許を受けた後二年以上船舶職員として低引火点燃料船に乗り組んだ履歴を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。
二　低引火点燃料船の燃料の貯蔵等に関するシステム	
三　低引火点燃料船の推進に関するシステム	
四　低引火点燃料船の機関の取扱及び燃料の補給	

第十号表～第十二号表　（略）

（新設）